

令和 3 年 7 月 3 0 日

政 府 関 係 各 位  
政 党 各 位全国再エネ問題連絡会  
共同代表 安藤 哲夫  
同 山口 雅之  
同 須藤 啓二  
同 佐々木 浄榮  
同 室谷 悠子大規模山林開発を伴うメガソーラー及び風力発電開発に関する  
問題と解決に向けた政府及び政党への陳情について

はじめに

地球温暖化防止、脱炭素社会、再生可能エネルギー普及という名の下に、全国各地の山間部において大規模太陽光発電施設(メガソーラー)や風力発電施設の建設が進められています。

報道によれば、日本の山間部に 500kw 以上の太陽光発電施設が約 1 万か所近く設置され、今後、倍増する勢いで進められています。陸上風力発電も 9 年後には、現状の 3 倍近くになる計画です。

再生可能エネルギー開発が進むにつれ、全国各地で貴重な自然生態系が破壊されていくだけでなく、その乱開発に伴い、土砂災害、水害、景観被害など、様々な問題が発生し、全国各地で住民とトラブルを引き起こしている実態については、ご承知頂いているものと思います。

そもそも森林は、二酸化炭素吸収し酸素を供給する源であるにも拘わらず森林を大規模に伐採する行為は、カーボンニュートラルを目指す政策に逆行するものであり、地球温暖化対策の趣旨にも反しています。

私達は、全国各地で同じ問題に取り組む団体と連携し、森林環境の保全と再生可能エネルギー事業の調和(両立)を図ることを目的に「全国再エネ問題連絡会」を本年 7 月 18 日に発足致しました。

## 1 関係法令の問題点

全国再エネ問題連絡会に参加する団体の方々と問題点の抽出や解決に向けた意見交換を重ねた結果、現行の FIT 法、森林法、環境アセス法等に不備があることを知り、そこを改善しない限り、再生可能エネルギー開発による環境被害や災害等から地域住民の命や暮らしが守れないことが分かりました。

## 2 法改正の必要性について

### (1) FIT 法の改正について

今や社会問題と化した森林を大規模に開発して行われるメガソーラーや風力発電の根本的な問題は FIT 法にあると思います。

具体的には、

- ・ 売電権の転売に法的制限を設ける必要があります。  
現行の FIT 認定制度では、事業を継続する能力や意思が乏しい事業者であっても売電権の認定さえ受ければ、その後、売電権を転売することに何ら法的規制が無いため、事業者の投資や投機意欲の過熱を招き、FIT の ID が高額で転売されているのが実情です。
- ・ その様な背景から、全国で森林を大規模に伐採造成するなどの乱開発が進み、その結果、土砂災害や景観被害などの被害を被る地元住民とのトラブルや反対運動などが全国各地で起こっているのが実態であり、その現状を鑑みれば、FIT の ID 転売を制限できるように、法改正する必要があります。
- ・ 売電価格の適正な価格設定に変更する必要があります。  
長期間にわたる高額な売電価格の設定は、事業者の投資や投機意欲の過熱をもたらしていることから、その是正を図るべきです。

### (2) 森林法の改正について

- ・ 森林法第 10 条の二（開発行為の許可）

同法第 2 項では、「都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。」と規定されています。

すなわち、「土砂災害」「水害」「水源涵養」「環境保全」のおそれがない場合、知事は許可せざるを得ない法律となっています。

そこには、地域住民の意見はもとより、同法第 10 条の二第 6 項に規定されている「森林審議会」や「市町村長」の意見を聞かなければならない旨の規定はされていますが、その意見は、許可の要件になっていないと考えざるを得ない都道府県知事は、これらの意見に囚われず許可することになりますから、住民の意見や首長の意見が許可に反映されるよう

「許可することができる」

と法改正が必要であると考えます。

- ・ 近年の豪雨により、林地開発許可を得た事業であっても土砂災害や水害が全国各地で発生している実態を考えると、林地開発許可の審査基準そのものが、昨今の気象実態に則さなくなっていることが明らかです。  
また、林地開発の許可には取消しの規定がないため、事業者の中には、行政の指導に素直に応じず、不適切な開発行為を行う事例が、全国的に散見されます。

許可制度の実効性を担保するためには、許可の取消し規定(手続き)を設ける法改正も必要と思います。

(3) 環境アセス法の改正について

- ・ 国の環境影響評価法の現状は、事業者に対して何ら強制力が担保されていないため、実効性が不十分と言わざるを得ません。
- ・ 現状の環境アセス法は、単なるセレモニーでしかないことを認めているに等しく、法の形骸化を招くものと言わざるを得ません。
- ・ 環境アセス法に実効性を持たせるためには、罰則の規定を含めて、改正が不可欠であると考えます。

3 参考

○ 事業者側の説明

住民説明会で事業者は、土砂災害などの被害を懸念する住民の声に対して、必ず、「林地開発許可は都道府県の安全基準を満たしているからこそ許可が出ているので安全性は担保されている」旨の説明をします。

○ 災害実態との乖離

- ・ 事業者の中には、林地開発許可の審査基準を満たしているかのように、形式的に許可申請書類を整えて行政機関に提出し許可を得ている事例が多く散見されます。
- ・ 林地開発許可審査を行う県の担当部署に対して情報公開請求等を行い調べた結果、担当者は、「申請が森林法の4要件を満たしているかぎり許可しなければならない。」との説明から明らかなおり、審査自体が形式的かつ安易に許可が行われているのが実情です。
- ・ その様な許可審査の不備に加え、昨今の気象変動に伴う記録的な豪雨などにより、全国各地のメガソーラー建設地において崩落事故や土砂災害を起こしているのが現実です。

以上のことから、林地開発許可を取得していても、安全性は何ら担保されていないことが証明されていると思います。

※ 添付資料

「メガソーラー法面崩壊等の事例」を見て頂ければ明らかなです。

以 上

添付資料

崩落事例



静岡県函南町田代地区 2029.10.13 台風 19 号の豪雨で崩落



同 上



鹿児島県霧島市山間部 2019.7.16 豪雨により大崩落





兵庫県姫路市林田町 2018.7.7 豪雨で大崩落





大分県杵築市 2020.5.27 メガソーラーの調整池崩落



同 上



同 上